

千曲市教育委員会行事の共催及び後援に関する取扱要綱の全部を改正する告示

教育総務課

千曲市教育委員会行事の共催及び後援に関する取扱要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第1号）の全部を改正する。

令和7年8月27日提出

千曲市教育長 小松 信美

条例、規則等制定提案理由書

資料No.

P 7731

条例、規則等の名称	千曲市教育委員会行事の共催及び後援に関する取扱要綱
制 定 区 分 (該当字句を ○で囲む)	新 規 一部改正 全部改正
制定する根拠 及びその内容 (法令、準則等 の名称)	
提案理由 組織改編による教育委員会事務局の構成課変更に伴い、行事が多い文化課、スポーツ課が市長部局に移管となったため、要綱の全部改正を行い、教育委員会行事の共催等の審査基準を明確にし、手続きの公正性や一貫性を確保するために「千曲市教育委員会行事の共催及び後援に関する取扱要綱」を全部改正します。	

千曲市教育委員会行事の共催及び後援に関する要綱

千曲市教育委員会行事の共催及び後援に関する取扱要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育委員会以外の団体（市の機関を除く。）が行う教育関係行事の共催又は後援（以下「共催等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会その他の集会又は催物をいう。
- (2) 共催 教育委員会が行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 団体等が主催する行事に対して、原則として人的、物的及び金銭的支出を伴わず、単に教育委員会が行事の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承諾することによって支援することをいう。

（共催等の承認基準）

第3条 教育委員会が共催等の承認をする行事は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。

- (1) 行事の主催が次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 国又は地方公共団体
 - イ 学校又は学校の連合体
 - ウ 公益法人又はこれに準ずる団体
 - エ アからウまでに掲げる以外の団体で、次号及び第3号の基準に該当する行事を開こうとする団体
- (2) 行事の内容がいずれにも該当するものであること。
 - ア 教育、学術、生涯学習の普及等に寄与することが明らかなものであって、営利を目的とせずに公益性のあるものであること。

イ 特定の宗教団体、政党その他政治団体又はこれらの外郭団体が、それらの団体の目的又は事業の一環として行うものではないこと。

ウ 特定の宗教的若しくは政治的な主義主張の普及、宣伝、支持、反対等を主な目的にする特定の宗教又は政治に関する活動と認められるものでないこと。

エ 千曲市暴力団排除条例（平成24年千曲市条例第41号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員の統制下にある団体等が主催又は共催するものではないこと。

オ 広く市民の参加が期待できるものであって、原則として市内又は市に隣接する市町村が開催地であること。ただし、行事の効果が市内に広く及ぶことが期待できるもの又は児童生徒等の幅広い参加が期待できるものは、この限りでない。

カ 当該行事の内容が児童生徒等の教育上又は社会教育上適当と認められるものであること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、次の要件を満たすものであること。

ア 主催者の存在が明確であること。

イ 行事計画が明確で、堅実な活動実績等から主催者に行事の遂行能力が十分にあると判断されるものであること。

ウ 行事の関係者が社会的信用のある者であること。

エ 行事の開催若しくは開設の場所に公衆衛生及び災害防止に対する十分な設備が備わっている又は措置が講じられていること。

オ 主催者が参加者から入場料、出品料、参加料、返送料その他の経費を徴収する場合は、その経費の算出等について十分配慮がなされており、営利事業でないこと。

カ 教育委員会が過去に共催等をしたものについては、承認の条件を履行しているものであること。

キ 法令又は公序良俗に反するものでないこと。

2 教育委員会は、共催等を承認するに当たり、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（共催等の承認申請）

第4条 行事の共催等の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該行事を開催する日の30日前までに行事の共催・後援申請書（様式第1号）に次の表に掲げ

る書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

行事の主催者	書 類
(1) 次に掲げるいずれかの団体 ア 国・地方公共団体 イ 学校又は学校の連合体（部活動及び同好会を除く。） ウ 市内の公共的団体・公益法人（宗教法人を除く。）	① 行事の内容が分かる資料（事業計画書、募集要項、当該行事のパンフレット、ちらし等） ② 収支予算書
(2) 行事の主となる開催地を千曲市内とする(1)以外の団体	① 行事の内容が分かる資料（事業計画書、募集要項、当該行事のパンフレット、ちらし等） ② 収支予算書 ③ 主催団体の役員名簿（実行委員会の場合は、各委員の経歴、所属団体等が分かるものの。）
(3) (1)及び(2)以外の団体	① 行事の内容が分かる資料（事業計画書、募集要項、当該行事のパンフレット、ちらし等） ② 収支予算書 ③ 主催団体の役員名簿（実行委員会の場合は、各委員の経歴、所属団体等が分かるものの） ④ 主催団体の組織を明確にできるもの（規則、会則等）

（承認又は不承認の決定）

第5条 教育委員会は、前条の申請があった場合は、第3条に規定する基準に基づきその内容を審査し、適当と認めるときは、行事の共催（後援）承認決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは、行事の共催（後援）不承認決定通知書（様式第3

号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 教育委員会は、前条の規定により申請のあった行事の共催等を承認する場合において、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 行事の内容を変更した場合は、速やかに教育委員会に届出をすること。
- (2) 行事が終了したときは、行事結果報告書(様式第4号)に収支決算書及び印刷物等を添えて、速やかに教育委員会に提出すること。
- (3) 行事に係る経費の負担を教育委員会に求めないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(承認の取消し)

第7条 教育委員会は、行事の共催等の承認を受けた者(以下「承認者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。この場合において、承認者に損害が生じて、教育委員会はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 行事が第3条に規定する基準を満たさなくなったとき。
- (3) 前条の承認の条件を履行しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、承認することが不適当と認められる行為があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により共催等の承認を取り消したときは、行事の共催(後援)承認取消通知書(様式第5号)により承認者に通知するものとする。

(補則)

第8条 教育委員会は、行事の共催に当たっては、他の共催者との事務の分担区分等を明確にしておかなければならない。

- 2 教育長名及び課名等の共催等は、行ってはならない。
- 3 教育機関が共催等を行うときは、この要綱に準じて行わなければならない。
- 4 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の千曲市教育委員会行事の共催及び後援に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係るものから適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。

行 事 の 共 催 ・ 後 援 申 請 書

年 月 日

（宛先）千曲市教育委員会

申請者	住 所
	主催者の名称
	代表者名
	電話番号
	連絡責任者氏名
	連絡責任者電話番号

下記のとおり行事を開催したいので、共催・後援 をいただきたく申請します。

行事の名称	
主催者の名称	
後援者の名称	
行事の趣旨	
共催・後援を 申請する理由	
行事の行われる 場所及び日程	
参加予定者数 及び参加方式	
添付書類	(1) 行事等の内容が分かる資料（実施要領、企画書等） (2) 行事等の予算書 ※入場料、参加費等かからない場合も提出 (3) その他教育委員会で定める書類

第 号
年 月 日

行事の共催（後援）承認決定通知書

様

千曲市教育委員会

年 月 日付けで申請のありました『 』の開催
について共催（後援）を承認します。

行事の開催に当たっては、下記について注意してください。

記

1. 後援行事について、千曲市教育委員会の名称を主催者や共催者側より大きく掲げる、上部に記載する、強調して記載する、1つの紙面に何か所も後援を記載するなど、あたかも千曲市教育委員会が主催しているかの印象を与えないこと。
2. 行事の内容が変更される場合は、速やかに届け出をすること。
3. 行事終了後、その結果について報告書を速やかに提出すること。
4. 行事に係る経費の負担を千曲市教育委員会に求めないこと。
5. 以上の条件に反した場合、次回以降の共催及び後援をお断りする場合があること。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

行事の共催（後援）不承認決定通知書

様

千曲市教育委員会

年 月 日付けで申請のありました『 』の開催について共催（後援）を不承認いたします。

不承認に当たっての理由は下記のとおりです。

記

不承認の理由

様式第4号（第6条関係）

行 事 結 果 報 告 書

年 月 日

（あて先）千曲市教育委員会

申請者	住 所
	氏名または名称
	代表者名
	電話番号

年 月 日付け 第 号で承認のあった『 』
について、その行事が終了しましたので、その結果を報告します。

行事内容
行事の結果
その他の事項

添付書類（１）行事を行うに際し、使用した入場券、チラシ、ポスターなど
（２）収支決算書

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

行事の共催（後援）承認取消通知書

様

千曲市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった『 』に係る行事の
共催・後援 を承認したことについて、下記の理由により取り消します。

記

取消しの理由

千曲市教育委員会行事の共催及び後援に関する取扱要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
○千曲市教育委員会行事の共催及び後援に関する<u>取扱要綱</u> 平成15年9月1日 教育委員会告示第1号 （趣旨） 第1条 この要綱は、千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委員会以外の<u>もの</u>（市の機関を除く。）の<u>行う教育関係行事を共催し、又は後援すること</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の<u>定義</u>は、当該各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会等の<u>集会又は催物</u>をいう。 (2) 共催 _____行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 <u>行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。</u> （審査基準） 第3条 教育委員会が共催し、又は後援する行事は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。 (1) <u>主催者についての基準</u> ア 国又は地方公共団体<u>であること</u>。 イ 学校又は学校の連合体<u>であること</u>。 ウ 公益的法人又はこれに準ずる団体<u>であること</u>。	○千曲市教育委員会行事の共催及び後援に関する____要綱 平成15年9月1日 教育委員会告示第1号 <u>千曲市教育委員会行事の共催及び後援に関する取扱要綱（平成15年千曲市教育委員会告示第1号）の全部を改正する。</u> （趣旨） 第1条 この要綱は、千曲市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委員会以外の<u>団体</u>（市の機関を除く。）が<u>行う教育関係行事の共催又は後援（以下「共催等」という。）</u>に関し必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の<u>意義</u>は、当該各号に定めるところによる。 (1) 行事 講演会、公演会、講習会、展覧会、競技会<u>その他の集会</u>又は催物をいう。 (2) 共催 <u>教育委員会が</u>行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。 (3) 後援 <u>団体等が主催する行事に対して、原則として人的、物的及び金銭的支出を伴わず、単に教育委員会が行事の趣旨に賛同し、奨励の意を表して名義の使用を承諾することによって支援することをいう。</u> （審査基準） 第3条 教育委員会が共催し、又は後援する行事は、次に掲げる基準を満たすものでなければならない。 (1) <u>行事の主催が次のいずれかに該当するものであること。</u> ア 国又は地方公共団体_____。 イ 学校又は学校の連合体_____。 ウ 公益__法人又はこれに準ずる団体_____。

エ アからウまでに掲げるもののほか、次号_____の基準に該当する行事を開こうとする団体であること。

(2) 行事内容についての基準

ア 行事の内容が明らかに教育、学術及び文化の向上普及に寄与するものであって、公益性のあるもので営利を目的としないものであること。

イ 行事の内容が政治活動、宗教活動等と認められないものであること。

ウ 行事の規模が県郡市等の範囲にわたるものであること。

(3) その他の基準

ア 主催者の存在が明確であること。

イ 行事計画が明確で、_____主催者の行事__遂行能力が充分__であると判断されるものであること。

ウ 行事__関係者が社会的信用のある者であること。

エ _____開催又は開設の場所について、公衆衛生及び災害防止のため充分な設備及び措置が講じられていること。

オ _____入場料、出品料、参加料、返送料その他の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について充分配慮がなされており、営利事業でないこと。

カ 教育委員会が過去に共催し、又は後援したもので、承認の条件を履行している

エ アからウまでに掲げる以外の団体で、次号及び第3号の基準に該当する行事を開こうとする団体_____。

(2) 行事の内容がいずれにも該当するものであること。

ア 教育、学術、生涯学習の普及等に寄与することが明らかなものであって、営利を目的とせず公益性のあるものであること。

イ 特定の宗教団体、政党その他政治団体又はこれらの外郭団体が、それらの団体の目的又は事業の一環として行うものではないこと。

ウ 特定の宗教的若しくは政治的な主義主張の普及、宣伝、支持、反対等を主な目的にする特定の宗教又は政治に関する活動と認められるものでないこと。

エ 千曲市暴力団排除条例（平成24年千曲市条例第41号）第2条第1号に規定する暴力団又は同上第2号に規定する暴力団員の統制下にある団体等が主催又は共催するものではないこと。

オ 広く市民の参加が期待できるものであって、原則として市内又は市に隣接する市町村が開催地であること。ただし、行事の効果が市内に広く及ぶことが期待できるもの又は児童生徒等の幅広い参加が期待できるものは、この限りでない。

カ 当該行事の内容が児童生徒等の教育上又は社会教育上適当と認められるものであること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、次の要件を満たすものであること。

ア 主催者の存在が明確であること。

イ 行事計画が明確で、堅実な活動実績等から主催者に行事の遂行能力が十分にであると判断されるものであること。

ウ 行事の関係者が社会的信用のある者であること。

エ 行事の開催若しくは開設の場所に_____公衆衛生及び災害防止に対する十分な設備が備わっている又は措置が講じられていること。

オ 主催者が参加者から入場料、出品料、参加料、返送料その他の経費を徴収する場合は、その経費の算出等について十分配慮がなされており、営利事業でないこと。

カ 教育委員会が過去に共催等をしたものについては、承認の条件を履行している

ものであること。

(申請の手続)

第4条 教育委員会の共催又は後援を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、次の事項を記載した申請書を行事の開催日の30日前までに提出するものとする。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人又は団体にあつては、その名称、所在地及び代表者の氏名）

(2) 行事の名称

ものであること。

キ 法令又は公序良俗に反するものでないこと。

2 教育委員会は、共催等を承認するに当たり、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(共催等の承認申請)

第4条 行事の共催等の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該行事を開催する日の30日前までに行事の共催・後援申請書（様式第1号）に次の表に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

行事の主催者	書 類
(1) 次に掲げるいずれかの団体 ア 国・地方公共団体 イ 学校又は学校の連合体（部活動及び同好会を除く。） ウ 市内の公共団体・公益法人（宗教法人を除く。）	① 行事の内容が分かる資料（事業計画書、募集要項、当該行事のパンフレット、ちらし等） ② 収支予算書
(2) 行事の主となる開催地を千曲市内とする(1)以外の団体	① 行事の内容が分かる資料（事業計画書、募集要項、当該行事のパンフレット、ちらし等） ② 収支予算書 ③ 主催団体の役員名簿（実行委員会の場合は、各委員の経歴、所属団体等が分かるもの。）
(3) (1)及び(2)以外の団体	① 行事の内容が分かる資料（事業計画書、募集要項、当該行事のパンフレット、ちらし等） ② 収支予算書 ③ 主催団体の役員名簿（実行委員会の場合は、各委員の経歴、所属団体等が分かるもの。） ④ 主催団体の組織を明確にできるもの（規則、会則等）

- (3) 主催者及び後援者の名称
- (4) 行事の趣旨
- (5) 行事の行われる場所及び日程
- (6) 参加予定者数及び参加の方式

2 申請者は、必要により次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業の目的及びその計画を明らかにする書類
- (2) 収支予算書

(承認の条件)

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請のあった行事の共催又は後援を承認する場合において、必要により次_____に掲げる条件を付すことができる。

- (1) 申請者は、行事の内容が変更された場合は、速やかに教育委員会に届出をすること。
- (2) 申請者は、行事の終了後、その結果について教育委員会に報告書を提出すること。
- (3) 教育委員会は、行事に係る経費の負担をしないこと。

(承認又は不承認の決定)

第5条 教育委員会は、前条の申請があった場合は、第3条に規定する基準に基づきその内容を審査し、適当と認めるときは、行事の共催（後援）承認決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは、行事の共催（後援）不承認決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(承認の条件)

第6条 教育委員会は、前条の規定により申請のあった行事の共催等を承認する場合において、_____次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) _____行事の内容を変更した場合は、速やかに教育委員会に届出をすること。
- (2) 行事が終了したときは、行事結果報告書（様式第4号）に収支予算書及び印刷物等を添えて、速やかに教育委員会に提出すること。
- (3) 行事に係る経費の負担を教育委員会に求めないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(承認の取消し)

第7条 教育委員会は、行事の共催等の承認を受けた者（以下「承認者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。この場合において、承認者に損害が生じて、教育委員会はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき。
- (2) 行事が第3条に規定する基準を満たさなくなったとき。

<u>(その他)</u> <u>第6条</u> 教育委員会は、行事の共催に当たっては、他の共催者との事務の分担区分等を明確にしておかなければならない。 <u>2</u> 委員会は、行事の共催又は後援の取消しをしようとするときは、理由を明記した文書をもってしなければならない。 <u>3</u> 教育長名及び課名等の共催又は後援は、行ってはならない。 <u>4</u> 教育機関が共催又は後援を行うときは、この要綱に準じて行わなければならない。 附 則 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。 附 則（平成20年9月1日教育委員会告示第8号） この要綱は、平成20年12月1日から施行する。	<u>(3)</u> 前条の承認の条件を履行しなかったとき。 <u>(4)</u> 前3号に掲げるもののほか、承認することが不適当と認められる行為があったとき。 <u>2</u> 教育委員会は、前項の規定により共催等の承認を取り消したときは、共催（後援）承認取消通知書（様式第5号）により承認者に通知するものとする。 <u>(補則)</u> <u>第8条</u> 教育委員会は、行事の共催に当たっては、他の共催者との事務の分担区分等を明確にしておかなければならない。 <u>2</u> 教育長名及び課名等の共催等は、行ってはならない。 <u>3</u> 教育機関が共催等を行うときは、この要綱に準じて行わなければならない。 <u>4</u> この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。 附 則 この要綱は、平成15年9月1日から施行する。 附 則（平成20年9月1日教育委員会告示第8号） この要綱は、平成20年12月1日から施行する。 <u>(施行期日)</u> <u>1</u> この告示は、令和7年 月 日から施行する。 <u>(経過措置)</u> <u>2</u> この告示による改正後の千曲市教育委員会行事の共催及び後援に関する取扱要綱の規定は、この告示の施行の日以降の申請に係るものから適用し、同日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。
--	--